

2015年7月24日

各 位

会 社 名 黒田電気株式会社
代 表 者 取締役兼代表執行役社長 細川 浩一
(コード番号 7517 東証第一部)
問合せ先 業務執行役員 経営企画本部長 持丸 守
(電話番号 03-5764-5500)

臨時株主総会開催日の変更に関するお知らせ

当社は、2015年7月10日付「臨時株主総会開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」において、2015年7月16日（木）を基準日として、2015年8月28日（金）に臨時株主総会を開催することをお知らせしておりましたが、本日、臨時株主総会の開催日を変更する旨の取締役会決議を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 臨時株主総会について

(1) 臨時株主総会基準日

2015年7月16日（木）

(2) 臨時株主総会開催日時

2015年8月21日（金）午前10時

(3) 臨時株主総会開催場所

当社大阪本店5階会議室

※ 基準日及び開催場所については変更ございません。

2. 変更の理由

当社は、2015年6月26日に株式会社C&I Holdings及び株式会社南青山不動産（以下、2社を総称して「請求人ら」といいます。）から、社外取締役4名の選任を決議事項とする臨時株主総会の招集請求（以下「招集請求」といいます。）を受け、同年7月10日開催の取締役会において、2015年8月28日（金）に臨時株主総会を開催することを決議いたしました。

これを受けて、請求人らは、会社法に基づき8週間以内の臨時株主総会開催に向け

2015年7月13日付で大阪地方裁判所に対して、株主による総会招集の許可申立てを行いました。

当社といたしましては、従前より、株主の皆様の議決権行使の意思決定に要する期間を十分に確保することが重要と考えており、例年、定時株主総会の招集通知の発送時期について、招集通知の発送日と株主総会の開催日の間に中3週間を確保していることなどから、今般の臨時株主総会に関しても、同等の期間を確保すべきと考えておりました。また、特に外国人株主が多い当社の株主構成を踏まえすと、招集通知の発送日から株主総会開催日までの期間を十分確保することは、招集通知の早期発送を推奨するコーポレートガバナンス・コードの趣旨にも合致すると考えております。

なお、当社は、招集請求の日から9週間後の日を株主総会の日とすることについて会社法に抵触するものではない旨の専門家の意見も得ており、請求人らの主張には理由がないものと考えております。

しかしながら、本件に関する大阪地方裁判所との協議の結果、臨時株主総会を円滑に開催するため、当社は、本日、臨時株主総会の開催日を2015年8月21日（金）に変更する旨の取締役会決議を行ったものです。

3. その他

当社取締役会は、臨時株主総会の付議議案（請求人らによる株主提案）に反対しております。

臨時株主総会の付議議案及び当社取締役会の意見の詳細については、2015年7月10日付「臨時株主総会開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」をご参照ください。

以上